

(支署長指定によるもの)

石垣空港における航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定

石支 揭示 第 2 号
令和 7 年 9 月 1 日

交 通 場 所 及 び 積 卸 場 所		所 在 地	制 限
交 通 場 所	1. 石垣空港国際線旅客ターミナルビル(以下「国際線ビル」という。) 出国待合室から国際線ビル出国ゲートを経て、本邦と外国との間を往来する航空機(以下「外国往来機」という。)に至る直近の通路	石垣市白保 石垣空港内	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	2. 外国往来機から国際線ビルに至る直近の経路を経て、検疫所ブース、入国管理局入国審査場を経由し、税関検査場に至る通路	同 上	入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	3. 国際線ビルからエプロンに通ずる出入口	同 上	貨物及び機用品の積卸業務(清掃業者を含む。)に従事する者の交通に限る。
積 卸 場 所	第 8 番、第 9 番及び第 10 番スポット		同 上

附 則

この指定は、令和 7 年 9 月 5 日から適用する。